

春日部市都市計画法第32条に基づく公園等の協議等に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、都市計画法（以下「法」という。）第29条の規定による開発行為に伴い開発区域内に新たに設置する公園、緑地又は広場等（以下「開発公園等」という。）について、都市計画法第32条の規定に基づく協議等に関して必要な事項を定めるものとする。

(同意及び協議の申請)

第2条 法第32条の規定による協議等の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、開発公園等に関する協議申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に別表に定める図書を添えて、市長に提出するものとする。

(申請書の審査及び受理)

第3条 市長は、申請者から申請書の提出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 審査

ア 申請書の記載内容及び添付図書が適正であること。

イ 公園等について、関係法令等に規定する基準に適合していること。

(2) 受理

ア 審査の結果、受理することが適当と認められたときは、これを受理する。

2 市長は、受理後に申請書及び添付図書に不備等を発見したときは、所要の指示をした上で修正を求めることができる。

(協議の締結)

第4条 市長は、受理した申請書について協議内容が適当と認められたときは、申請者と開発公園等に関する協議書（様式第2号）を締結するものとする。

(内容の変更)

第5条 協議締結後に内容の変更が生じた場合には、第2条から前条までの規定を準用する。

(工事の着手届等)

第6条 申請者は、公園等の工事を行うときは、事前に開発公園等工事着手届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(工事の完了届等)

第7条 申請者は、公園等の工事が完了したときは、開発公園等工事検査依頼書（様式第4号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査の結果、適正と認めたときは、開発公園等工事検査済証（様式第5

号)を交付するものとする。

3 市長は、第1項の公園等の工事について適正と認められないときは、所要の指示をすることができる。

4 市長又は申請者は、必要に応じて中間検査を実施することができる。その場合、前項の規定を準用する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、決裁の日から施行する。

別表

NO.	図書の名称	備 考
1	一般開発事業協議申請書（写し）	
2	位置図	縮尺 1/2500 程度、開発区域を赤色実線で表示すること。
3	区域図	縮尺 1/100 から 1/1000 程度、開発公園等の区域を赤色実線で表示すること。
4	公図写し	
5	土地利用計画図	縮尺 1/100 から 1/500 程度
6	開発公園等の平面計画図	縮尺 1/100 から 1/500 程度
7	開発公園等の求積図	縮尺 1/100 から 1/500 程度
8	縦横断図	縮尺 1/100 から 1/500 程度
9	植栽平面図	縮尺 1/100 から 1/500 程度
10	施設寸法図	縮尺 1/100 から 1/500 程度
11	施設構造図	縮尺 1/100 から 1/500 程度
12	電気・給排水施設等平面計画図	縮尺 1/100 から 1/500 程度
13	委任状	申請等を代理人へ委任するとき（任意様式）
14	その他市長が必要と認める書類	

備考

- 1 提出部数は、申請時に 1 部、協議締結時に 4 部（正 1 副 3 部）を提出すること。
 申請時：申請書（様式第 1 号）＋ NO.1 ～ NO.14 1 部
 締結時：協議書（様式第 2 号）＋ NO.1 ～ NO.14 4 部
- 3 各種図面の縮尺は、上記を目安に適宜作成すること。

第1号様式（要領第2条関係）

年 月 日

春日部市長 あて

住 所
申請者 氏 名
電話番号

㊟

開発公園等に関する協議申請書

都市計画法第29条の規定による開発行為に伴い開発区域内に新たに設置する公園等について、都市計画法第32条の規定に基づき協議を受けたいので申請します。

開発区域に含まれる地域の名称	春日部市	
開発区域の面積	m ²	
開発の目的及び概要		
開発公園等の概要	面積	m ²
	主な施設等	
添付図書	別添のとおり	

第 号
年 月 日

住 所
申請者 氏 名 ⑩
電話番号

春日部市長 ⑩

開発公園等に関する協議書

年 月 日付けで申請のあった開発公園等に関する協議については、次のとおり協議が成立したので、それぞれ記名押印し各自保有する。

開発区域に含まれる地域の名称	春日部市	
開発区域の面積	m ²	
開発の目的及び概要		
開発公園等の概要	面積	m ²
	主な施設等	
添付図書	別添のとおり	
特記事項	<p>1 開発公園等の土地及び施設等を、開発行為の工事完了公告後すみやかに市に帰属するものとする。</p> <p>2 開発公園等について工事施行に起因する欠陥等があった場合、引き渡し後1年間は申請者が行うものとする。</p>	

年 月 日

春日部市長 あて

住 所
申請者 氏 名
電話番号

㊟

開発公園等工事着手届出書

年 月 日付けで取り交わした開発公園等に関する協議書に基づく工事について、着手しますので届け出ます。

開発区域に含まれる地域の名称	春日部市
開発区域の面積	m ²
開発の目的及び概要	
開発公園等の面積	m ²
工事着手日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
備考	

様式第4号（要領第7条関係）

年 月 日

春日部市長 あて

住 所
申請者 氏 名
電話番号

印

開発公園等工事完了届出書

年 月 日付けで取り交わした開発公園等に関する協議書に基づく工事について、完了しましたので届け出ます。

開発区域に含まれる 地域の名称	春日部市
開発区域の面積	m ²
開発の目的及び概要	
開発公園等の面積	m ²
工事着手日	年 月 日
工事完了日	年 月 日
備考	

様

春日部市長



開発公園等工事検査済証

年 月 日付けで取り交わした開発公園等に関する協議書に基づく工事について、下記のとおり確認したので通知します。

記

開発区域に含まれる地域の名称	春日部市
開発区域の面積	m ²
開発の目的及び概要	
開発公園等の面積	m ²
工事完了日	年 月 日
検査年月日	年 月 日
備考	

都市計画法第32条協議等の手続きの流れ

